

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第19条第1項に基づき、特定非営利活動法人エフエフジャパンの役員報酬に関する事項を定める。

### (役員範囲)

第2条 この規程でいう役員とは、定款第13条で定める理事、監事および定款第20条で定める顧問、相談役をいう。

### (役員報酬)

第3条 本法人の役員に対する役員報酬は、当面の間、支給しない。

### (その他費用)

第4条 役員がその職務の遂行に当たって発生した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (改廃)

第5条 この規定の改廃は、理事会で行う。

### 附 則

2016年6月14日策定・施行

## 賃金規程

### (目的)

第1条 この規程は、就業規則第38条に基づき、特定非営利活動法人エファジャパン（以下「エファ」という。）の海外駐在員も含む事務局員の賃金に関する事項を定めたものである。

### (賃金の構成)

第2条 賃金の構成は、次のとおりとする。

- 賃金
- ・基本給
  - ・手当（管理職手当、家族手当、通勤手当、海外駐在員手当、住宅手当）
  - ・割増賃金（時間外労働、休日労働、深夜労働）

### (基本給)

第3条 職務経験、職歴、年齢等を考慮して、東京都特別区の行政職給料表（一）を基に定めたエファジャパン給料表に位置付ける。

2 給与表は別途定める。

### (管理職手当)

第4条 事務局長の任に就き、海外を含む事務局員および事務所全体を管理・監督する者に対し、事務局長手当として月額80,000円を支給する。

### (家族手当)

第5条 次の家族を扶養している事務局員に対し、支給する。この場合の扶養とは、「同一収入内」の健康保険法上の被扶養者を意味する。

- (1)配偶者 月額 10,000円
- (2)18歳未満の子 1人につき 月額 5,000円
- (3)65歳以上の父母 1人につき 月額 5,000円

### (通勤手当)

第6条 海外駐在員を除く事務局員には、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路および方法によって算出の上、月額上限30,000円の範囲内で、実費を支給する。

2 手当の支払い方法については、別に定める「事務局内規」による。

(海外駐在員手当)

第7条 海外駐在員には、海外駐在員手当（通勤手当を含む）を月額 20,000 円支給する。

(住宅手当)

第8条 海外駐在の場合は、月額 200 米ドルの範囲内で、実費を支給することができる。

(割増賃金)

第9条 次の算式を基に支給する。

(1) 所定労働時間外・法定労働時間内労働割増賃金

(基本給÷1 カ月平均所定労働時間数) × 時間外労働時間数

(2) 法定労働時間外労働割増賃金

(基本給÷1 カ月平均所定労働時間数) × 1.25 × 法定労働時間外労働時間数

(3) 法定休日労働割増賃金

(基本給÷1 カ月平均所定労働時間数) × 1.35 × 法定休日勤務時間数

(4) 深夜労働割増賃金（午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合）

(基本給÷1 カ月平均所定労働時間数) × 1.50 × 深夜勤務時間数

2 国内出張および海外出張の場合は、その出発日から帰国日までの間、割増賃金は適用しない。

(遅刻、早退、欠勤等の扱い)

第10条 遅刻、早退、欠勤等の不就労となる時間は、基本給を 15 分単位で計算し控除する。

(計算期間および支払日)

第11条 計算期間は前月 21 日から当月 20 日とし、支払日は当月 25 日（その日が休日の時はその前日）とする。

2 中途採用または退職した場合は、当該計算期間の所定労働日数を日割計算して支払う。

(支払と控除)

第12条 事務局員が指定する金融機関の本人名義の預貯金口座に賃金を振り込む。

- 2 法令に定められたものは、賃金から控除する。

(昇給)

第13条 毎年4月1日に基本給について行う。

- 2 エファの財政状況の著しい悪化ややむを得ない事由がある場合は、この限りではない。
- 3 昇給は、理事会で決定する。

(賞与)

第14条 次の対象期間の全部または一部に在籍し、かつ賞与支給日に在籍している事務局員に支給する。

夏季賞与：支給日7月10日 対象期間10月1日から3月31日まで

冬季賞与：支給日12月10日 対象期間4月1日から9月30日まで

- 2 エファの財政状況の著しい悪化ややむを得ない事由がある場合は、この限りではない。
- 3 賞与は、理事会で決定する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会で行う。

附 則

2011年4月25日策定

2011年4月26日施行

2016年9月14日改定(第4条・第15条)

2018年3月29日改定・同日施行(全面改定)

2018年10月11日改定・10月21日施行(第6～8条)

2019年3月27日改定・4月1日施行(第4条・第7条)

2020年4月20日改定・4月1日施行(第4～6条・第9条)

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人エファジャパン	事業年度	令和2年4月 1日 ～令和3年3月31日
-----	------------------	------	-------------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	1,392,000 円
シニア会員受取会費	324,000 円
賛助会員受取会費	310,000 円
団体賛助会員受取会費	1,550,000 円
受取寄付金	40,640,919 円
受取助成金	900,000 円
エファグッズ・カンボジア事業収益(普及啓発事業収益 定款第5条第3項)	8,900 円
エファグッズ・ラオス事業収益(普及啓発事業収益 定款第5条第3項)	22,300 円
エファグッズ・国内事業収益(普及啓発事業収益 定款第5条第3項)	462,000 円
受取利息	223,104 円
雑収入	1,030 円
合 計	45,834,253 円

## (2) 借入金の明細

借入先	金額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲 渡 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
Tシャツ	317円	この料金のみ原価
ラオス・キーホルダー	500円	以下の料金、販売価格
トートバック	500円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸 付 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
該当なし	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役 務 の 提 供 の 内 容	料 金	条 件 等
該当なし	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		15,828,431円	寄附金
		15,000,000円	寄附金
		2,875,476円	寄付金
		975,301円	寄附金
		900,000円	助成金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		3,815,950円	事務所家賃、水道光熱費
		2,639,555円	社会保険料(事業所負担分)
		519,200円	会報、封筒等印刷
		330,550円	ホームページメンテナンス
		294,236円	複合機メンテ、文具等購入

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			2年9月4日	1,000円	ラオスキーホルダー2個(販売価格)
			2年10月1日	1,000円	トートバック2個(販売価格)
			2年10月1日	1,500円	ラオスキーホルダー3個(販売価格)





4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
該当なし	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
7人	17,721,667円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
2020/5/14			国立図書館で開催された識字デーのイベントに寄付。この寄付金で文房具を購入してイベントに来た子ども達に配布した。	29,066 円
2020/10/14			ラオスの図書館・図書室運営改善のため、ラオス図書館協会が行う活動を支援。	529,000 円
	合 計			558,066 円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額 (円)
R2.4.17	ラオス事業費 (2020年4月~6月) 送金	1,766,353
R2.4.17	カンボジアコロナ緊急支援 (第一次) 送金	115,476
R2.5.1.	ベトナム事業費 (4月~6月) 送金	27,611
R2.5.15	カンボジアコロナ緊急支援 (第二次) 送金	315,524
R2.6.3	カンボジアコロナ緊急支援+カンボジア事業費 (第三次+4月~6月) 送金	746,144
R2.6.24	カンボジア事業費 (7月~9月) 送金	1,647,118
R2.6.24	ラオス事業費 (7月~9月) 送金	354,816
R2.7.27	ベトナム事業費 (7月~11月) 送金	50,739
R2.9.10	カンボジアコロナ緊急支援 (第四次) 送金	2,379,006
R2.9.29	ラオス事業費 (10月~12月) 送金	879,748
R2.11.30	への奨学基金	403,826
R2.12.7	ベトナム事業費 (12月~3月) 送金	39,930
R2.12.21	ラオス事業費 (1月~3月) 送金	504,774
R2.12.21	カンボジア事業費 (1月~3月) 送金	1,078,386

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人エフアジヤパン	チェック欄
<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	R2年4月1日～R3年3月31日	12人	0人	0%	3人	25.0%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉔」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉔」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人エフエフジャパン	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		12人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
伊藤 道雄		理事 (理事長)		○							平成26年1月24日 理事就任 令和元年10月23日 理事退任 令和元年10月23日 理事就任
川本 淳		理事 (副理事長)		○							令和元年10月23日 理事就任
伊藤 芳明		理事		○							平成30年10月11日 理事就任 令和元年10月23日 理事退任 令和元年10月23日 理事就任 令和2年7月8日 理事退任
遠藤 幹夫		監事  理事		○							平成27年6月16日 監事就任 令和元年10月23日 監事退任 令和元年10月23日 監事就任

										令和2年10月29日 監事退任 令和2年10月29日 理事就任
大和(大石)芳野		理事								平成22年6月16日 理事就任 令和元年10月23日 理事退任 令和元年10月23日 理事就任
鬼木 誠		理事								令和元年10月23日 理事就任
木下 究		理事								平成24年6月12日 理事就任 令和元年10月23日 理事退任 令和元年10月23日 理事就任
佐藤 千恵子		理事								平成26年6月16日 理事就任 令和元年10月23日 理事退任 令和元年10月23日 理事就任
柚谷 尚彦		理事								令和元年10月23日 理事就任
玉井 一匡		理事								平成18年11月7日 理事就任 令和元年10月23日 理事退任 令和元年10月23日 理事就任
中西 満		理事								平成26年6月16日 理事就任 令和元年10月23日 理事退任 令和元年10月23日

榎本 朋子		監事	○									理事就任 令和元年 10 月 23 日 監事就任
宮原 朝香		監事	○									令和 2 年 10 月 29 日 監事就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人エファジャパン		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	パイプ式ファイル (エクセル)	随時	7年
振替伝票	パイプ式ファイル (会計王データ)	毎日	7年
総勘定元帳	パイプ式ファイル (会計王データ)	毎日	7年
賃金台帳	パイプ式ファイル (エクセル)	月1回	7年
グッズ在庫表	パイプ式ファイル (エクセル)	随時	7年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。



認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人エファジャパン						チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>							✓
イ							
項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人エファジャパン	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意
※閲覧に関する細則 (社内規則) 等がある場合には、その細則 (社内規則) 等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等 (定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者 (役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人エフアジャパン
-----	------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・ <b>無</b>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人エフアジヤパン	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ